

監査報告書

令和3年5月19日

徳島県知事
飯泉嘉門殿

監事 江本正吾

監事 森口幸一

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の理事の職務の執行及び事業報告・計算関係書類及び財産目録について監査を行いましたのでその方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果について

① 法人本部及び各事業所について、事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

・補足事項

各事業所とも事業計画に掲げた重点目標をクリアされており、支援の充実とサービスの向上等良好な事業経営に努めているものと認めます。

半面残念ながら年度途中職員による利用者への虐待事案が発生し、マニュアルの作成、防止委員会の開催、職員への自己チェック表の提出など職員全員で再発防止に強力に取り組まれており評価したい。

特に本年は新型コロナウイルスのため、利用者の帰省や外出の中止に伴い職員にも規制をかける状態となり、双方にストレスをかける事になったが、施設内でのイベントの充実が図られ実施したところ、利用者、職員からも今までと違った笑顔を見ることが出来たとの説明を受け、安全とぬくもりを感じる支援の充実に感動いたしました。現状では第4波を起こした変異ウイルスは感染力が強く感染者急増で増床追いつかず医療現場疲弊との報道があり、専門家からも変異ウイルスに対しては従来の対策だけでは通用しないことを認識し危機感をさらに強める必要があると言われており、この助言を参考に今後の取組に万全を期していただきたい。

② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果について
計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

・ 補足事項
なし。

以 上